

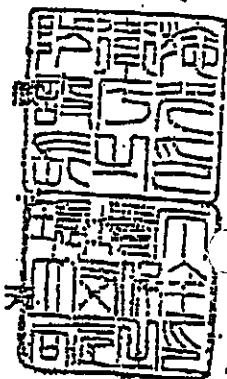
昭和四十九年二月六日

防衛施設大臣

新 聞

環境庁大臣保全局長

新 聞



防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する指揮の指定を廃し、防衛施設庁と環境庁は下記のとおり了解する。

略

- ① 法第2条第1項の関係行政機関の長には、環境庁長官が含まれるものとする。
- 2 法第4条、第5条第1項または第6条第1項の第一種区域、第二種区域または第三種区域の指定を行おうとする場合は、あらかじめ防衛施設庁は環境庁と協賛する。